

2020 年度

返還のてびき  
(簡易版)

2020 年 10 月～2021 年 9 月に貸与が終了する方用

## 貸与が終了する時にやらなければならないこと（手続き）

### （１）「貸与奨学金返還確認票」の確認

#### 確認すべきこと

- ①借りました金額・期間 ②返す金額・方法 ③氏名・住所等  
④保証（機関・人的）の種類 ⑤利子の有無（利率）

- 奨学生本人、連帯保証人・保証人（人的保証）、本人以外の連絡先（機関保証）の住所・電話番号、勤務先など記載事項に変更がある場合  
【貸与中】学校に申し出てください。  
【貸与終了後】スカラネット・パーソナルにより届出てください。

### （２）口座振替（リレー口座）の加入手続き

奨学金の返還は、口座振替（毎月 27 日）により行いますので、口座振替（リレー口座）の加入手続きが必要になります。

金融機関で手続きした後に渡される「預・貯金者控」に受付印が押されていることを確認し、学校が定める期限までに提出してください。

令和 3 年 3 月に貸与を終了する方の初回振替日は、

令和 3 年 10 月 27 日（水）

です。

#### 【「口座振替加入申込書」記入上の注意】

- ・申込書下部の「共通記入欄」に記入もれがあると、個人の特定できません。
- ・加入手続きの時点で勤務先が決定している場合は、必ず勤務先も記入してください。加入手続きの後に勤務先が決定した場合は、スカラネット・パーソナルにより届け出てください。

## 奨学金の返還

### (1) 返還開始時期

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）から返還が始まります。

※口座振替加入後、「**口座振替（リレー口座）加入通知**」で返還開始月や返還の明細をお知らせします。

### (2) 毎月の返還日（引き落とし日）

#### ● 月賦返還の場合

毎月27日に、口座から引き落とします

#### ● 月賦・半年賦併用返還の場合

毎月27日に月賦分、1月と7月の27日に月賦と半年賦の合計額を、口座から引き落とします。

※27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日になります。

※返還誓約書で月賦返還または月賦・半年賦併用返還のいずれかを選択しています。

### (3) 第一種奨学金（無利子）の返還

2017年以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方から、採用時に「定額返還方式」または「所得連動返還方式」のいずれかを選択しています。

#### ● 定額返還方式

借りた金額に応じて毎月の返還金額が決まります。

#### ● 所得連動返還方式

- ・前年の課税対象所得（課税総所得金額）に応じて、毎月の返還金額が決まります。
- ・返還方法は月賦返還のみです。
- ・保証制度は機関保証のみです。
- ・「返還月額」は、毎年、前年の課税対象所得に応じて10月から翌年の9月までの返還月額が決まります。なお、月額の最低金額は2,000円です。

## ● 返還方式の変更（定額返還方式⇒所得連動返還方式）

2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、定額返還方式から所得連動返還方式へ変更することができます。

### 【保証制度】

機関保証制度を選択していることが条件となるため、人的保証を選択している方は、**機関保証制度**に変更する必要があります。

### 【変更手続き】

所得連動返還方式への変更を希望する場合は、以下の書類を本機構が指定する宛先に、簡易書留で提出してください。

- ① 「第一種奨学金返還方式変更届（返還者用）」または「第一種奨学金返還方式変更届 兼 保証の変更依頼書」
- ② 「マイナンバー提出書」
- ③ 番号確認書類（「個人番号カード」等のコピー）
- ④ 身元確認書類（運転免許証、学生証等のコピー）

## （4）第二種奨学金（有利子）

### ● 返還方式

貸与総額に応じて毎月の返還金額が決まる「**定額返還方式**」のみとなります。

### ● 利子

在学中は無利子ですが、貸与終了の翌月1日から利子が発生します。

### ● 利率

利率の算定方式は、奨学金の申込時に「利率固定方式」または「利率見直し方式」のいずれかを選択しています。

#### 【利率固定方式】

貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用されます。

#### 【利率見直し方式】

貸与終了時点で決定した利率を、返還期間中おおむね5年ごとに見直します。

※いずれの方式も利率は年3%が上限です。

※私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する方または法科大学院に在学する方が、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率、及び入学時特別増額貸与奨学金を受けた方の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定します。増額貸与利率は、原則、基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率です。

## 返還中の各種届出

### (1) 住所・電話番号等の変更

本人・連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先（機関保証）の住所・姓（名字）・勤務先・電話番号等に変更があった場合は、スカラネット・パーソナルで届け出てください。

### (2) 連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先（機関保証）の変更

「連帯保証人変更届」「保証人変更届」「本人以外の連絡先（機関保証）変更届」を機構ホームページから印刷して、郵送で届け出てください。

※貸与中（在学中で奨学金の振込が終了していない）場合は、在学している学校に申し出てください。

#### ● 連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書および収入に関する証明書を添付してください。

#### ● 保証人を変更する場合

新たに保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書を添付してください。

### (3) 振替用口座（リレー口座）の変更

- ・振替用口座を変更する場合は、改めて加入手続きをしてください。
- ・手続きは、郵送で行う方法と金融機関の窓口で行う方法があります。
- ・申込用紙は機構のホームページから請求または印刷してください。

※新口座への変更は「振替開始のお知らせ」で通知します。新口座からの振替が開始するまでは、旧口座から振り替えますので、解約しないでください。

## 救済制度

### (1) 在学猶予

- ・在学している期間中、返還期限を猶予（先送り）することができる制度です。
- ・2020年3月以前に取得（承認）された在学猶予年数に関わらず、2020年4月以降における適用期間は、**最長10年**となりました。

※「在学猶予願」を提出した後に早期卒業・退学等で在学期間が短くなった場合は、必ず在学中にスカラネット・パーソナルから「**在学猶予期間短縮願**」を提出してください。

#### 【届出方法】

在学している学校、または、進学先の学校にスカラネット・パーソナルを通じて「在学猶予願」を提出してください。

※スカラネット・パーソナルで申請できない場合は、「在学届」を在学している学校に提出してください。

### (2) 減額返還・返還期限猶予

奨学生本人が、経済困難、失業、傷病、災害等の事情により返還が困難になった場合、救済制度（減額返還、返還期限猶予）を願い出ることができます。

#### ● 減額返還（返還月額を減額すれば返還できる場合）

- ・当初約束した割賦金額を2分の1または3分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばして返還する制度です。
- ・1回の申請につき最長12か月まで願い出でき、適用期間は通算して15年（180か月）です。

※ 第一種奨学金「所得連動返還方式」を選択している場合、当該奨学金については減額返還の申請はできません。

#### ● 返還期限猶予

- ・願い出により一定期間返還を先送りすることができる制度です。
- ・適用期間は通算して10年（120か月）です。

## 返還の免除

### (1) 死亡、精神もしくは身体の障害による免除

奨学生本人が死亡、精神もしくは身体の障害により労働能力を失った時は、願出により奨学金の返還未済額の全額または一部の返還が免除される場合があります。

### (2) 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による免除

貸与期間終了時に学校へ願い出て、学校から日本学生支援機構へ推薦された場合、奨学金の全部、または一部の返還が免除されることがある制度です。

※希望者は学校に問い合わせてください。

## 返還が滞った場合

### ● 延滞金の賦課

約束の期日を過ぎると延滞となった返還月額に対し、年3%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

### ● 個人情報情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人情報情報機関に個人情報を登録する対象になります。

#### 【登録される内容】

#### ・ 個人情報

氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先等

#### ・ 契約情報

貸与額・最終返還期日等

※その他に「延滞」「強制回収手続」「完了」等の情報も登録されます。

### (1) 人的保証の場合

#### ① 本人

- ・ 請求（振替不能通知送付）
- ・ 債権回収会社からの電話による督促

#### ② 連帯保証人・保証人

- ・ 督促状送付
- ・ 債権回収会社からの電話による督促

返還等がない場合・・・・・・・・

③ 本人・連帯保証人・保証人

- ・債権回収会社が督促、回収

それでも返還等がない場合・・・・・・・・

④ 機構からの一括返還請求

⑤ 法的処理（支払督促申立等）

(2) 機関保証の場合

① 本人

- ・請求（振替不能通知送付）
- ・債権回収会社からの電話による督促

返還等がない場合・・・・・・・・

② 機構からの一括返還請求

それでも返還等がない場合・・・・・・・・

③ 代位弁済請求

機構から保証機関に対し、返還未済額の全額および延滞金について請求。

④ 保証機関からの請求・督促

保証機関から本人へ代位弁済額の一括請求。

## その他

### (1) 繰上返還

- ・貸与終了後、全額または一部を繰り上げて返還することができます。
- ・一部繰り上げて返還した場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。
- ・口座振替加入手続き後、原則、スカラネット・パーソナルから申し込んでください。
- ・スカラネット・パーソナルの画面上で、振替金額・振替日・振替口座を確認してください。

### (2) 卒業後のアンケートの実施について

今後の奨学金の給付・貸与業務の参考にするため、卒業後に奨学金を受けたことにより学業・生活・進路等に与えた影響についてアンケートを実施することがあります。

ご協力のほどよろしくお願いします。

## スカラネット・パーソナル

- ・奨学金を貸与中の方や返還中の方が、貸与総額や返還残額等、自分自身の奨学金に関する情報をインターネットを通じて確認できる情報システムです。

- ・返還中の方については、以下の手続等ができます。

- ① 転居・改姓・勤務先（変更）届の提出
- ② 「在学猶予願」・「在学猶予期間短縮願」の提出
- ③ 繰上返還の申込
- ④ 各種証明書の発行依頼
- ⑤ 最低返還月額申請（所得連動返還方式選択者のみ）
- ⑥ 「奨学金減額返還願」や「奨学金返還期限猶予願」の願出用紙の作成・印刷